

○2022年度 同志社大学動物実験委員会委員区分

同志社大学 動物実験委員会 規程	各委員の所属・職位	専門分野
第3条 (1)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・教授	システム工学
第3条 (2)	施設部長（職員）	大学全体の施設管理責任者
第3条 (3) (4)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・教授	生化学、ゲノム医科学
第3条 (5)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・教授	分子生物学、神経病理学
第3条 (5)	脳科学研究科・教授	神経科学
第3条 (6)	商学部・ 商学研究科・教授	人文・社会／経営学、コーポレート・ガバナンス、 企業と社会
第3条 (7)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・教授	神経行動学、動物行動学、生物音響学
第3条 (7)	スポーツ健康科学部・教授	スポーツ生理・生化学
第3条 (7)	心理学部・ 心理学研究科・教授	実験心理学・生理心理学・行動学的神経科学
第3条 (7)	脳科学研究科・教授	発生生物学、実験動物学
第3条 (8)	理工学部・ 理工学研究科・教授	半導体光デバイス、光物性、太陽電池
第3条 (8)	生命医科学部・ 生命医科学研究科・教授	生命物理学、非線形物理

同志社大学動物実験委員会規程
(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 動物実験を実施する学部又は研究科の長から1名
- (2) 施設部長
- (3) 保健センター所長
- (4) 環境保全・実験実習支援センター副所長から1名
- (5) 生命医科学部、脳科学研究科の組換えDNA実験安全主任者
- (6) 倫理審査主事から1名
- (7) 動物実験及び実験動物に関して専門的知識を有する者で、生命医科学部、スポーツ健康科学部、心理学部及び脳科学研究科から各1名
- (8) 動物実験等に直接関与しない者で学識経験を有する者 2名

2 委員会に委員長を置き、学長がこれを委嘱する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもってあてる。

4 委員長は、委員会を主宰し、代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。